

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、（仮称）宇多津新給食センター整備運営事業の実施方針を公表します。

平成 17 年 9 月 30 日

宇多津町長 谷川 実

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業

# 実 施 方 針

平成 17 年 9 月

宇 多 津 町

## 目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
1 - 1	事業内容に関する事項	1
1 - 2	特定事業の選定方法等に関する事項	7
2	事業者の募集及び選定に関する事項	8
2 - 1	事業者の募集及び選定方法	8
2 - 2	事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール	8
2 - 3	応募手続き等	9
2 - 4	応募者の備えるべき参加資格要件	11
2 - 5	審査及び選定に関する事項	13
2 - 6	提出書類の取扱い	13
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
3 - 1	予想される責任分担に関する基本的な考え方	14
3 - 2	予想されるリスクと責任分担	14
3 - 3	事業実施状況のモニタリング	14
4	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
4 - 1	立地条件	16
4 - 2	施設要件	16
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
6 - 1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
6 - 2	町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
6 - 3	事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
6 - 4	金融機関と町の協議（直接協定）	17
6 - 5	その他	17
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
7 - 1	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
7 - 2	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
8 - 1	議会の議決	18
8 - 2	情報公開及び情報提供	18
8 - 3	本事業において使用する言語等	18
8 - 4	応募に伴う費用負担	18
8 - 5	実施方針に関する問合せ先	19

( 資料 - 1 ) 配送先学校及び食数

( 様式 - 1 ) 実施方針に関する説明会参加申込書

( 様式 - 2 ) 実施方針に関する質問書

( 様式 - 3 ) 実施方針に関する意見書

## 1 特定事業の選定に関する事項

### 1 - 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業

#### (2) 公共施設等の種類

給食センター

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

宇多津町長 谷 川 実

#### (4) 事業の目的

学校給食法の目的である「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与すること」を達成し、安全かつ質の高い給食を提供すると共に、給食への多様な要望に対応するため、宇多津町(以下「町」という。)は宇多津新給食センター(以下「新給食センター」という。)を整備する。

本町の学校給食は、現在、宇多津小学校敷地内に宇多津町学校給食共同調理場(以下「現調理場」という。)を整備し、町内の保育所(2所)、幼稚園(1園)、小学校(2校)、中学校(1校)を対象に学校給食を調理し、配達している。

現調理場は、その延床面積は約460㎡、ウエット方式、直営にて運営されている。しかし、施設は老朽化しており、給食施設のあり方について「学校給食衛生管理の基準」の一部改定が行われ、ドライ方式設備の導入、非汚染区域・汚染区域の区分による衛生管理の徹底を図ることが求められているが、現調理場施設での対応は延床面積等により対応が困難である。

また、学校給食に対するニーズは多様化しており、次項において、学校給食の抱える課題を示すが、この課題を解決するためにも、新給食センターの整備は重要である。

しかし、町の財政状況は厳しく、従来以上の「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく事業手法を用いることにより、さらに安全・安心な学校給食の実現を図ることとした。

## (5) 学校給食の課題

本町では学校給食の課題を以下のように考えている。

### 給食の品質・衛生管理の必要性の視点から

安全・安心な学校給食とするため、調理設備のドライ方式の採用やH A C C P的衛生管理による食中毒の防止、さらに食材に対する信頼性や調理後時間を空けず食べられるよう配送体制の見直しなど、子どもたちの健康を守るための品質・衛生管理の徹底を図る必要がある。

### 「食の教育」の視点から

今後は、保育所・幼稚園、小学校及び中学校と成長期の異なる児童・生徒の発育段階に応じた献立などを検討する必要がある。

また、家庭での生活環境が多様化するなか、児童・生徒の栄養補給となる学校給食への依存度が高くなっており、専門家による栄養面でのバランスのとれた献立作成や学校での食生活指導の体制を検討する必要がある。

学校給食は、準備、会食、後片付けまでを児童・生徒が自分の手で仕事を進める活動であり、勤労に関する貴重な実践の場となっている。このような共同作業を通して、奉仕や協力、協調の精神、社会性を養うことのできる場であり、人間関係を豊かにすることができる場である。

給食の時間は、栄養に関することはもとより農業や漁業、加工業などの食料の生産・加工や商店などの食品の流通、消費や調理などについて学習内容の理解が深められる場であり、給食ができるまでに多くの人々が汗を流して働いていることを理解することもできる。

学校給食は、実際の食事という生きた教材を通じて正しい食事のあり方や好ましい人間関係を体得することをねらいにした教育活動である。さらに質の高い「食の教育」を実践することが必要である。

### 「学校行事等と給食の連携や保護者ニーズの多様化への対応」の視点から

「自己管理能力の育成を目的としたバイキング方式による給食」の実施やアレルギーを持つ児童・生徒への対応となる特別食の供給など、学校給食に求められる多様なニーズに対処できる施設や運営手法を検討する必要がある。

### 調理給食数の現状と予測

表1のとおり、近年、本町における調理給食数は微増傾向にあり、平成17年5月1日現在2,086食/日となっているが、将来人口推計結果において、今後、生徒・児童数の減少が予想されており、新給食センターの必要調理給食数は2,100食（試食会開催時における最大供給食数2,300食）とする。

表 - 1 . 調理給食数の推移

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
幼稚園	230	241	222	195	186
保育所	288	282	283	302	285
小学校	999	1,067	1,105	1,144	1,201
中学校	481	437	405	395	414
合計	1,998	2,027	2,015	2,036	2,086

注) 各年度5月1日現在の人数

#### (6) 本事業実施上の留意点

事業の目的や上述の課題を基に、本事業を実施する上での留意点を以下にまとめた。  
食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入すること。

供給能力を2,100食/日（最大2,300食/日）とすること。

H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point) の概念を取り入れた衛生管理への対応を図ること。

発育段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童・生徒への対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築すること。

施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図ること。

省エネルギー化に努めること。

生ごみの減量化及び再資源化への対応を図ること。

民間事業者のノウハウを生かした効率的な運営を行うこと。

## (7) 事業者の業務範囲

本事業は、P F I法に基づき、町と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、新給食センターの施設設計・建設業務、維持管理業務、運営業務等を行うことを業務の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、「要求水準書」で改めて詳細に示すが、その概要は次のとおりである。

### 施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計・建設業務
- (イ) 外構の設計・建設業務
- (ウ) 調理設備の設置業務
- (エ) 施設備品の設置業務（食器・食缶等の調達業務を含む）
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 建築確認申請等の手続業務及び関連業務

### 施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- (ウ) 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む）
- (エ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

### 運営業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 検収業務
- (ウ) 調理業務（下処理業務、配缶業務を含む）
- (エ) 配送・回収業務
- (オ) 洗浄・残飯処理業務
- (カ) 運営備品の調達業務（配送車を含む）
- (キ) 衛生管理業務

### 町への施設の所有権移転業務

(8) 町が行う業務

本事業において、町が実施する主な業務は次のとおりである。

(ア) 献立作成業務

(イ) 給食費の徴収管理

(ウ) 食数調整

(9) 事業方式

P F I 法に基づき、事業者が本施設を設計及び建設し、完工後は町が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運営業務を実施する、B T O (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(10) 本事業における町から事業者への支払い

本事業における町から事業者への支払いは以下のとおりであり、原則としては、町が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

本施設の設計及び建設の対価

(ア) 町は、本施設の建設に係る国庫補助金が町に交付される場合には、事業者に対して、あらかじめ定める額を建設一時金として支払う。

(イ) 町は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス対価として割賦方式により支払う。

維持管理及び運営の対価

(ア) 町は、維持管理及び運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス対価として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。サービス対価は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

(11) 事業期間

事業期間(予定)は、次のとおりとする。

設計・建設期間	平成18年4月から平成19年2月(11ヶ月間)
本施設の所有権移転	平成19年3月
開業準備	平成19年3月(1ヶ月間)
維持管理・運営期間	平成19年4月から平成39年3月(20年間)

(12) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号)(以下「基本方針」という。)の他、以下の法令等を遵守するものとする。

法令

- (ア) 学校保健法
- (イ) 学校給食法
- (ウ) 食育基本法
- (エ) 建築基準法
- (オ) 都市計画法
- (カ) 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- (キ) 消防法
- (ク) 下水道法
- (ケ) 水道法
- (コ) 水質汚濁防止法
- (サ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (シ) 大気汚染防止法
- (ス) 騒音規制法
- (セ) 振動規制法
- (ソ) 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- (タ) その他の関連法規及び関連施行令・施行規則

要綱・各種基準等

- (ア) 学校給食衛生管理の基準(文部科学省)
- (イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)
- (ウ) 集団給食施設の衛生確保に関する要綱(厚生労働省)
- (エ) 弁当及びそうざいの衛生規範について(昭和54年6月29日環食第161号)
- (オ) 保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)
- (カ) 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)
- (キ) 食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月16日雇児発第0316007号)
- (ク) 保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号)
- (ケ) 建設工事安全施行技術指針
- (コ) 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
- (サ) 建設副産物適正処理推進要綱
- (シ) 建設工事共通仕様書及び同標準図
- (ス) 機械設備工事共通仕様書及び同標準図
- (セ) 電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- (ソ) その他の関連要綱・各種基準等

## 1 - 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定に当たっての考え方

町は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）などを踏まえ、町自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等が同一水準にある場合において、町の財政負担の縮減が期待できること。

町の財政負担が同一水準にある場合において、本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等の水準の向上が期待できること。

### (2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断を行う。

PFI事業として実施することの定性的評価

町の財政負担見込額による定量的評価

事業者に移転するリスクの評価

上記による総合的評価

町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、宇多津町ホームページで速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないとした場合においても同様に公表する。

## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2 - 1 事業者の募集及び選定方法

#### (1) 募集方法

事業者の募集は公開募集方式とし、町による「募集要綱の公表」を行う。

#### (2) 選定方法

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行う。

#### (3) 選定基準

提案内容と町の財政支出の低減の両面を考慮した「総合評価方式」を行う。優先交渉権者決定基準の詳細は募集要綱に示す。

### 2 - 2 事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内 容
平成 17 年 9 月 30 日(金)	実施方針の公表
平成 17 年 10 月 7 日(金)	実施方針に関する説明会
平成 17 年 10 月 12 日(水)	実施方針への質問及び意見の受付締切
平成 17 年 10 月 21 日(金)	実施方針への質問に対する回答公表
平成 17 年 10 月 下旬	特定事業の選定の公表
平成 17 年 11 月 月上旬	募集公告及び募集要綱等の公表
平成 17 年 11 月 月上旬	募集要綱等に関する説明会及び現地見学会
平成 17 年 11 月 中旬	募集要綱等に関する質問受付
平成 17 年 11 月 下旬	募集要綱等に関する質問に対する回答公表
平成 17 年 11 月 下旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
平成 17 年 11 月 下旬	資格審査結果の通知
平成 17 年 12 月 下旬	提案書の受付
平成 18 年 1 月 下旬	提案書に関する事業者ヒアリング
平成 18 年 1 月 下旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成 18 年 2 月 月上旬	優先交渉権者との基本協定締結
平成 18 年 2 月 下旬	仮事業契約締結
平成 18 年 3 月 下旬	本事業契約締結

## 2 - 3 応募手続き等

### (1) 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めするため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。説明会の日時、開催場所等について以下のとおりである。

説明会場では、資料を配布しないので、各自実施方針を持参すること。

#### 実施方針に関する説明会

- ・日 時：平成 17 年 10 月 7 日（金）午前 10 時～
- ・場 所：宇多津町コミュニティ会館 2 階会議室

#### 実施方針に関する説明会の申込先・問合せ先

- ・申込方法：平成 17 年 10 月 6 日（木）までに、（様式 1）参加申込書に記入の上、FAX・郵送・持参・E-mail のいずれかの方法により提出すること。
- ・申 込 先：宇多津町政策調整室  
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地  
電話 0877-49-8600 FAX 0877-49-0662  
E-mail [suidou@town.utazu.kagawa.jp](mailto:suidou@town.utazu.kagawa.jp)

\*参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。

### (2) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付日時：平成 17 年 10 月 11 日（火）午前 9 時～平成 17 年 10 月 12 日（水）午後 5 時
- ・受付方法：（様式 2）実施方針に関する質問書及び（様式 3）実施方針に関する意見書に記入の上、添付ファイルにて E-mail により提出すること。  
E-mail [suidou@town.utazu.kagawa.jp](mailto:suidou@town.utazu.kagawa.jp)

### (3) 実施方針に関する質問に対する回答

実施方針に関する質問等に対する回答は、平成 17 年 10 月 21 日（金）までに、宇多津町ホームページで公表する。

(4) 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合に、本事業を特定事業として選定し、その結果を宇多津町ホームページに公表する。

(5) 募集公告・募集要綱公表

特定事業の選定を踏まえ、募集公告を行い、募集要綱、要求水準書、事業契約書(案)及び優先交渉者決定基準等を宇多津町ホームページで公表する。

(6) 募集要綱等に関する質問受付

募集要綱等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は募集要綱等において示す。

(7) 募集要綱等に関する質問に対する回答公表

募集要綱等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は募集要綱において示す。

(8) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類及び本事業に関する見積書及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、募集要綱で提示する。

(9) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、(仮称)宇多津町新給食センター整備運営事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、町が優先交渉権者を決定する。審査の結果及び評価を宇多津町ホームページで公表する。

(10) 基本協定の締結

町は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本協定を締結する。

(11) 事業契約締結

町は、優先交渉権者との間で締結した基本協定に基づき、事業者と仮契約を締結した後、PFI法第9条に規定された事業契約の締結に関する議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

## 2 - 4 応募者の備えるべき参加資格要件

### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行う。

一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、町が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

優先交渉権者は、仮契約締結までに宇多津町内にSPCを設立する。

建設企業は、SPCから請け負った建設業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に町に通知することとする。

### (2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。）による建築一式工事に係る客観点数が1,000点以上を有する者であること。

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCPに対する相当の知識を有していること。

(イ) 給食事業（学校給食に限らず）の運営能力及び調理実績を有していること。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者  
設計企業及び建設企業においては、国・香川県・宇多津町の指名停止措置を受けている者

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者  
最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人町民税を滞納している者

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

・株式会社エイトコンサルタント 岡山市津島京町三丁目 1 - 21

関連会社とは、次の者を言う。

・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社

### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間、及び優先交渉権者決定後、仮契約締結までの期間に、応募者または構成企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

## 2 - 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査委員会

学識経験者等で構成する審査委員会が提案書等の審査を行い、町は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

### (2) 審査の手順及び方法

#### 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

#### 提案書審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者決定基準」に従って、審査委員会において提案書等の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、各評価項目ごとに得点化、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

#### 審査事項

審査事項は、募集要綱等に添付する「優先交渉権者決定基準」に示す。

#### 審査結果

審査結果は公表する。

## 2 - 6 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、町は、本事業の公表及びその他町が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### **3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **3 - 1 予想される責任分担に関する基本的な考え方**

本事業における責任分担の基本的な考え方は、町と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

#### **3 - 2 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び町と事業者の責任分担は、原則として別表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約書（案）に示すものとする。

#### **3 - 3 事業実施状況のモニタリング**

町は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、町は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、契約書（案）に定める。

表 - 2 リスク分担表 ( 案 )

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
共通	募集資料リスク	募集要綱等の誤り、内容の変更に関するもの等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		利益にかかる法人税率の変更		
		上記以外の税率変更及び新設課税		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるもの		
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		
		調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		
	事故の発生リスク	調査・建設・運営段階での事故の発生		
	環境保全リスク	設計・建設・運営するうえでの環境の破壊		
	設計・測量・地質調査の誤りリスク	町が実施した設計・測量・地質調査部分		
		事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		
	事業の中止・延期に関するリスク	町の指示、議会の不承認によるもの		
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ			
金利変動リスク	提案から町の指定する日までの金利変動			
	町の指定する日以降の金利変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
計画・設計	設計変更	町の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの			
建設	工事遅延・未完工リスク	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大リスク	町の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
性能リスク	要求仕様不適合 ( 施工不良を含む )			
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		
運営	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
	運営費上昇リスク	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
	性能リスク	要求仕様不適合 ( 施工不良を含む )		
	需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、町の責による需要の変動		
		児童・生徒数の変動による需要の変動		
		食べ残し等による残菜の変動 ( 町の作成する献立による影響も含む )		
	調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常 ( 検収後に明らかになったものを含む )		
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常				
調理、配送業務における異物混入、食中毒等				
配送の遅延等リスク	配送時における衛生管理等が不十分であることに起因する問題の発生			
	配送の遅延リスク 配送の遅延による問題の発生			

：主分担   ：従分担

不可抗力リスク：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

需要の変動リスク：町は、提供食数が一定の範囲となるよう調整する。

## 4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 4 - 1 立地条件

- (1) 建設予定地：香川県綾歌郡宇多津町（町所有地）
- (2) 用途地域：準工業地域
- (3) 建ぺい率：60%
- (4) 容積率：200%
- (5) 敷地面積：約 3,000 m<sup>2</sup>

建設予定地の詳細については、募集要綱等において示す。

### 4 - 2 施設要件

#### (1) 基本的考え方

施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で示すが、近年のO-157等に係る状況に鑑み、ドライシステムを基本とした汚染・非汚染区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

#### (2) 施設規模

1日当たり2,100食（最大供給食数2,300食）が無理なく供給できる施設とする。

#### (3) 施設内容

本施設に必要な諸室は以下のとおりとする。なお、町として施設・設備等に要求する機能水準については「要求水準書」で示す。

本 体 施 設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、計量室、割卵室、調理室、特別調理室、揚物・焼物室、和え物室、米庫、炊飯室、コンテナ室、器具洗浄室、洗浄室、配送前室、準備室、油庫
	事務エリア	事務室、会議室、洗濯室、調理員用休憩室、調理員用更衣室、事務職員用更衣室、シャワー室、事務職員用便所、外来者用便所、多目的便所、調理員用便所、倉庫
	その他	玄関ホール、調理見学スペース、プラットホーム
付帯施設	駐車場、廃棄物庫、排水処理施設	

## 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 6 - 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、町は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は、事業契約を解約することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、町は事業契約を解約することができる。

(3) 上記(2)の規定により町が事業契約を解約した場合、事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

### 6 - 2 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 6 - 3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、町及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

### 6 - 4 金融機関と町の協議（直接協定）

町は事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することも検討する。

### 6 - 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 7 - 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、町と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

### 7 - 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 国庫補助金

町は、本事業において国庫補助金の交付を受けることを前提としているため、事業者は国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

#### (2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、国庫補助金以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、町はこれら支援を事業者が受けられるよう協力する。

町は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 8 - 1 議会の議決

町は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 17 年第 3 回定例会（9 月議会）にて可決した。また、事業契約の締結に関する議案は、平成 18 年第 1 回定例会（3 月議会）に付議する予定である。

### 8 - 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、宇多津町ホームページなどにより適宜行う。

・宇多津町ホームページ <http://town.utazu.kagawa.jp/>

### 8 - 3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

### 8 - 4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

## 8 - 5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

宇多津町 政策調整室

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

電 話 0877-49-8600

F A X 0877-49-0662

E-mail [suidou@town.utazu.kagawa.jp](mailto:suidou@town.utazu.kagawa.jp)

宇多津町ホームページ <http://town.utazu.kagawa.jp/>

(資料 - 1) 配送先学校及び食数

(平成 17 年 5 月 1 日現在)

	生徒・児童 ・園児数	教職員数	町職員数	合 計	クラス数
宇多津小学校	420	28	1	449	16
宇多津北小学校	708	40	4	752	24
宇多津中学校	380	29	5	414	13
宇多津町立幼稚園	173	7	6	186	7
宇多津町立中央保育所	148	23	1	172	8
宇多津町立平山保育所	95	17	1	113	6
合 計	1,924	144	18	2,086	74